清須市宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、低地であるため、又は水路等が障害となるため、汚水の排除が困難となる家屋等において、公共下水道を利用するために宅地内汚水ポンプ設備を設置、修繕又は更新をする者に対して、予算の範囲内で宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、清須市補助金等交付規則(平成17年清須市規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 宅地内汚水ポンプ設備 汚水を公共下水道に排除するため、建築物の所有者 又は占有者(以下「所有者等」という。)が設置する設備(建築物の地階から排 出される下水を排除するために必要な場合を除く。)で、汚水槽、汚水ポンプ及 びこれに伴う電気設備等をいう。
  - (2) 低地 地盤が低い等のために、自然流下で汚水を公共下水道に排除することができない土地(所有者等の都合により、人為的に低地となった土地を除く。)をいう。
  - (3) 敷地 1筆の土地又は隣接する2筆以上の土地で、形状及び利用状況により 一体をなしていると認められる土地をいう。
  - (4) 排水設備 下水道法 (昭和33年法律第79号) 第10条第1項に規定する 排水設備で、清須市下水道条例 (平成23年清須市条例第16号) の定めると ころにより設置するものをいう。
  - (5) 市税等 清須市税条例(平成17年清須市条例第53号)、清須市都市計画税 条例(平成17年清須市条例第54号)及び清須市国民健康保険税条例(平成 17年清須市条例第55号)に規定する税並びに清須市下水道事業受益者負担 金及び分担金条例(平成23年清須市条例第17号)に規定する受益者負担金

及び分担金をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。
  - (1) 市税等を滞納していないこと。
  - (2) 宅地内汚水ポンプ設備の新設をする場合にあっては、下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日の翌日から起算して3年以内に排水設備工事と同時期に工事を行うこと。ただし、災害その他の事由により市長が相当の理由があると認めたものについては、この限りでない。
  - (3) 宅地内汚水ポンプ設備の修繕又は更新をする場合にあっては、補助対象者及び共同使用者がその負担と責任において機能が正常に稼動するよう維持管理を行ったにもかかわらず、修繕又は更新が必要となったものであること。
  - (4) 土地の所有権及びその他の権利を有する者が、宅地内汚水ポンプ設備の設置 について承諾していること。
  - (5) 官公署、事業所その他の法人でないこと。
- 2 補助金の交付は、共同住宅以外の用に供している敷地にあっては、1の敷地につき1箇所とし、共同住宅の用に供している敷地にあっては、1棟につき1箇所とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる工事に要する経費(補助金の 交付を受けようとする者の負担する経費に限る。以下「補助対象経費」という。) とする。ただし、工事費の総額が5万円未満の軽微な工事は、補助の対象としな い。
  - (1) 宅地内汚水ポンプ設備設置工事費
  - (2) 宅地内汚水ポンプ設備修繕工事費(宅地内汚水ポンプの設置後の経過年数が1年未満の場合における工事を除く。次号において同じ。)
  - (3) 宅地内汚水ポンプ設備更新工事費
  - (4) 前3号の工事に伴う電気設備、汚水槽築造工事費及び原形復旧工事費 (補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の総費用額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の額の上限は、70万円とする。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、宅地内汚水ポンプ設備修繕工事又は宅地内汚水ポンプ設備更新工事の場合であって、宅地内汚水ポンプ設備の設置後の経過年数が10年未満であるときの補助金の額については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、清須市下水道条例第5条第1項に規定する排水設備等の計画の確認申請と併せて、市長に申請しなければならない。
  - (1) 誓約書兼調查承諾書(第2号様式)
  - (2) 平面図、縦断図及び構造図
  - (3) 見積書又は契約書の写し
  - (4) 汚水ポンプ、排水槽等の型式及び能力を記載した資料(修繕工事の場合を除く。)
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付決定)
- 第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、宅地内汚水 ポンプ設備設置費等補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により、申 請者に通知するものとする。
- 2 申請者は、前項の交付決定通知書の送付を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

(計画変更等の承認)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後において、申請の内容を変更(中止を含む。)しようとするときは、速やかに宅地内汚水ポンプ設備設置等工事計画変更承認申請書(第4号様式)に、必要な書類を添付して、市長に提出し、その承

認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、宅地内汚水ポンプ設備設置等工事計画変更承認(不承認)通知書(第5号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(完了報告)

- 第9条 補助対象者は、工事完了の日から起算して7日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、宅地内汚水ポンプ設備設置工事完了報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、清須市下水道条例第7条第1項に規定する完了届と併せて(当該工事が宅地内汚水ポンプ設備修繕工事又は宅地内汚水ポンプ設備更新工事である場合を除く。)市長に提出し、その検査を受けなければならない。
  - (1) 工事の写真(着手から完了までの工事の過程がわかるもの)
  - (2) 竣工図(平面図、縦断図、構造図等)
  - (3) 請求書及び領収書の写し
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(検査及び交付額の確定)

- 第10条 市長は、前条の検査の結果、工事が不完全であると認めたときは、当該 工事の改修を命じ再検査を行うものとする。
- 2 市長は、前条又は前項の検査を行い、適当であると認めたときは、交付すべき 補助金の額を確定し、宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金確定通知書(第7号 様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 補助対象者は、前条に規定する検査に合格し、補助金の交付を受けようとするときは、宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(宅地内汚水ポンプ設備の維持管理)

- 第13条 補助対象者は、設置等工事の完了後、その責任と負担において宅地内汚水ポンプ設備の機能が正常に稼働するよう維持管理しなければならない。
- 2 市長は、補助対象者に対して、宅地内汚水ポンプ設備の維持管理及び運転管理 について指導及び助言を行うことができる。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

# 宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金交付申請書

年 月 日

清須市長 様

住 所 フリガナ 申 請 者 氏 名 電話番号

次のとおり申請します。

設	置		場	所	清須市				
	置に 補助				円				
申	請	0	目	的	□新規設置  □修繕  □更新				
申	請		理	由					
(1	修繕、	更新	新のみ	ケ)					
申	請	$\mathcal{O}$	対	象	□低地 □水路 □その他( )				
着	手	年	月	日	年 月 日				
完	了予	定	年 月	日	年 月 日				
添	付		書	類	<ol> <li>誓約書兼調査承諾書(第2号様式)</li> <li>平面図、縦断図及び構造図</li> <li>見積書又は契約書の写し</li> <li>汚水ポンプ、排水槽等の型式及び能力を記載した資料(修繕工事の場合を除く。)</li> <li>その他市長が必要と認める書類</li> </ol>				

### 誓約書兼調查承諾書

宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金交付の申請にあたり、下記1の事項を誓約するとともに、下記2の事項を承諾します。

### 1 誓約事項

- (1) 納期限が到来している清須市の市税等に未納額がないこと。
- (2) 設置等の工事の完了後、その責任と負担において宅地内汚水ポンプ設備が正常に稼動するよう維持管理及び運転管理を行うとともに、事故の防止及び安全対策に努めること。
- (3) 宅地内汚水ポンプ設備の維持管理及び運転管理について清須市が行う指導及び助言に従うこと。
- (4) 前3号に掲げる事項が事実と相違する場合又は申請書の記載内容に虚偽がある場合は、宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金交付の資格を有すると認定されず、又はすでになされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

#### 2 承諾事項

上記 1 (1)の確認のため、清須市の市税等の納付又は納付状況及び申告状況を 清須市が調査し、補助金の申請資格の審査に利用すること。

年 月 日

清須市長 様

申請者			
住	所		
氏	名		

 第
 号

 年
 月

 日

様

清須市長即

宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金について、次のとおり決定したので通知します。

決	定	区	分	□交付する □交付しない
交	付 決	定	額	円
交	付	時	期	工事の完了検査合格後とする。
交	付の	条	件	
不	交 付	理	由	

- 備考 1 清須市宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金交付要綱を遵守してください。
  - 2 申請の内容を変更しようとする場合又は汚水ポンプ設備設置工事を中止 しようとする場合は、変更承認申請書を提出してください。
  - 3 宅地内汚水ポンプ設備設置費等工事を完了したときは、7日以内又は3 月31日のいずれか早い日までに、完了報告書を提出してください。

# 宅地内汚水ポンプ設備設置等工事計画変更承認申請書

年 月 日

清須市長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

次のとおり申請します。

変	更	理	由	
亦:	更 内 容	変	更前	
<b>多</b>	文 77 谷	変	更後	
添	付	書	類	変更内容が確認できる書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

清須市長即

宅地内汚水ポンプ設備設置等工事計画変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった宅地内汚水ポンプ設備設置等工事計画変更承認申請について、次のとおり決定したので通知します。

決	定	区	分	□承認する □承認しない
亦	更 内 宏	変更	前	
変	更内容	変更	後	
承	認の	条	件	
承	認しな	い理	由	

# 宅地内汚水ポンプ設備設置等工事完了報告書

年 月 日

清須市長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

次のとおり報告します。

設	置		場	所	清須市
工	事		区	分	□新規設置  □修繕  □更新
交	付	決	定	額	円
完	了	年	月	日	年 月 日
					1 工事の写真(着手から完了までの工事の過程がわか
					るもの)
添	付		書	類	2 竣工図(平面図、縦断図、構造図等)
					3 請求書及び領収書の写し
					4 その他市長が必要と認める書類

第7号様式(第10条関係)

第 号年 月 日

様

清須市長即

宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金交付額確定通知書

宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金の交付額について、次のとおり確定した ので通知します。

交	付	番	号	年	月	日付け	第	号
交	付 確	定	額			円		
交	付の	条	件					

備考 補助金の交付を受けようとするときは、宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助 金請求書を提出してください。

### 宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金請求書

年 月 日

清須市長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額 金

円

2 振込先

								銀		行					
金	融	幾 関	名	信用金庫             支店											
								農		協					
預	金	種	別				=	普通		•	当座				
口	座	番	号												
(7	ı y	ガ	ナ)				1								
П	座	名 義	<b>美人</b>												
(	申請	者本ノ	()												

※ フリガナは、左詰めで濁点・半濁点も1文字とし、姓と名の間は1字 空けてください。